

1 債権認否に関する通知書とは何ですか。

破産管財人に対して、破産債権届出書を提出した債権者に宛てて、破産管財人が令和2年2月18日開催の債権者集会（債権調査期日）において認める予定の債権額を通知する書面です。

この債権額は配当の際に、配当金算定の基準となります。

債権額の正式な認否は令和2年2月18日開催の債権者集会に行います。

2 債権認否は具体的にどのような方針・証拠で行いましたか。

昨年実施した各債権者の破産会社に対する債権額を把握するための調査に応じて提出された「代行入金による申告」を正確に反映させた債権認否を行うことを試みていたが、同姓同名の人間についての取引を各人に完全に分離できていないこと、破産会社元役員に対する不当利得返還請求訴訟において複数の元役員が提出した代行入金申告を撤回する旨の主張を行ってきていること等、代行入金関係の確定には著しい時間がかかると見込まれることから、破産債権届出書を提出した債権者が、確実に有すると認められる範囲で債権額を認定しました。

具体的には、

- ① 原則として、破産会社の銀行預金通帳に基づき、債権者が破産会社に対して預託した額から、破産会社が債権者に対して支払った額を差し引いた残額を債権額として認定しています。
- ② 代行入金申告書を提出した債権者（親会員）については、子会員から預かり、破産会社に入金したと申告した額の合計額を破産会社に対して出資した額から控除して債権額を計算しています。
- ③ 同姓同名の会員がいる債権者や訴訟が係属している債権者については、出資額がその債権者のものと確定できないので、出資額をゼロとして債権額を計算しています。

3 通帳・振込証・領収証などの証拠を提出しているのに、goodgo99 に対する私の入金が反映されていないのはなぜですか。

親会員は子会員から言われたとおりに代行入金申告書を作成しているケースが散見され、子会員の代行入金額が水増しされている疑いが残るため、通帳・振込証・領収証などの証拠があったとしても、親会員が子会員から預かった資金を破産会社に入金しているかについて、正確な認定ができなかったためです。

4 代行入金申告書において、親会員が入金を認めているのに私の入金が反映されていないのはなぜですか。

親会員は子会員から言われたとおりに代行入金申告書を作成しているケースが散見され、子会員の代行入金額が水増しされている疑いが残るため、代行入金申告書をそのまま債権額の認定に反映させると、虚偽の申告の疑いがある子会員が、真面目な申告をした子会員よりも有利となってしまう不公正な結果となるからです。

5 債権認否で認められた額を配当してもらえるのですか。

債権認否で認定した債権額に配当率を乗じた金額が配当額となります。現在の見込みでは、配当率は、債権額の5%ないしそれを若干上回る程度です。

6 債権調査期日とは何ですか。

令和2年2月18日開催の債権者集会の際に行われます届出債権について、破産債権としての適格性、債権の存否、額、優先劣後の順位等について調査する期日です。債権認否に関する通知書で予告した債権額を正式に認否します。

7 破産管財人の債権認否に不満がある場合、どのような手続きを取れば良いですか。

破産債権査定の申立てを行って下さい。

8 破産債権査定の申立てとは何ですか。

上記6の債権調査期日において、破産管財人の債権認否に不服のある債権者が、裁判所に対して、債権額等の確定を求める手続きです。破産債権査定の申立てを行わない場合は、破産管財人の認否のとおり債権額等が確定し、後日、不服申立てができなくなりますので、注意して下さい。

9 破産債権査定の申立てに期限はありますか。

令和2年3月18日必着です。

10 破産債権査定の申立てに費用は掛かりますか。

申立手数料は掛かりません。郵便切手は1,099円分（内訳：500円切手×2枚，84円切手×1枚，10円切手×1枚，5円切手×1枚）掛かります。

11 破産債権査定の申立ての書式はどのようなものですか。

ホームページ(<http://www.k-partners.jp/hasan.html>)に掲載しています(債権査定申立書，(別紙)申立ての理由，記載例・注意事項)。

12 破産債権査定の申立書はどこに提出すればいいですか。

東京地方裁判所民事第20部に提出して下さい。宛先は以下のとおりです。

〒100-8920

東京都千代田区霞が関 1丁目1番2号

東京地方裁判所民事第20部特定管財2係

13 破産債権査定の申立てをしない場合、どうなりますか。

破産管財人の認否のとおり債権額等が確定します。

- 1 4 破産債権査定の申立書の書き方，費用及び必要書類について，教えてもらえますか。

申立書の形式面については，ホームページ（<http://www.k-partners.jp/hasan.html>）に掲載する見本を参照して下さい。裁判所，破産管財人は，内容についてのご相談には応じられませんので，法的アドバイスを求める場合は弁護士にご相談下さい。

記載例・注意事項をよく読んでください。

- 1 5 配当はいつもらえますか。

配当の実施時期は決まっていません。

- 1 6 配当はいくらもらえますか。

確定した債権額に配当率を乗じた額です。配当率は5%程度の見込みです。